

大口町告示第114号

大口町地域包括支援センター運営事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年12月23日

大口町長 鈴木雅博

大口町地域包括支援センター運営事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町地域包括支援センター運営事業実施要綱(平成26年大口町告示第24号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「大口町個人情報保護条例(平成16年大口町条例第17号)第11条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大口町地域包括支援センター運営事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(職員の責務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 センター職員は、法第115条の46第8項及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第67条の規定を遵守し、業務上知り得た利用者の個人情報の保護に万全を期さなければならない。</u></p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 センター職員は、法第115条の46第8項及び<u>大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）第11条の規定を遵守し、業務上知り得た利用者の個人情報の保護に万全を期さなければならない。</u></p>